

大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成29年6月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）
名 称 原信大島店
所在地 長岡市大島新町4丁目892番地
設置者 株式会社原信
- 2 店舗面積の合計
（廃止前）1,495平方メートル
（廃止後） 0平方メートル
- 3 廃止（第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日
平成29年2月20日
- 4 廃止しようとする理由
退店及び店舗建物取り壊しの為
- 5 届出年月日
平成29年6月21日